

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 川口市（以下「委託者」という。）が保有する個人情報を取り扱う者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、前項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の適正な管理に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な取得)

第4 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第5 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に関し必要な措置を講じなけ

ればならない。

(持ち出しの禁止)

第6 受託者は、この契約を履行するために取得した個人情報について、必要がある場合を除き、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく、受託者の事業所内から持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による事務のうち個人情報を取り扱う事務については自ら行うものとし、第三者にその事務を委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾を受け第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、受託者から委託を受けた者（以下「再受託者」という。）の当該事務に関する行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

3 受託者は、前項に規定する場合においては、受託者及び再受託者がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の規定による約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために取得した個人情報を委託等により更に第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第10 受託者は、この契約による事務に関し、個人情報保護法その他関係法令等及びこの個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返還)

第11 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供され、又は受託者が取得し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示をしたときは、当該指示によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第12 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、この契約による事務に関する個人情報の管理状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第13 委託者は、受託者がこの契約による事務に関する個人情報の管理状況について、随時、立入調査を行うことができる。

(従事者に対する研修の実施及び誓約書の提出)

第14 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、従事者が遵守すべき事項及び従事者に適用される個人情報保護法に基づく罰則の内容等についての研修を実施し、個人情報の保護に関する誓約書(別紙様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を第三者に委託する場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施し、個人情報の保護に関する誓約書(別紙様式)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報の保護に関する誓約書(別紙様式)を委託者に提出しなければならない。

(従事者の明確化)

第15 受託者は、この契約による事務の従事者を一覧にし、委託者に提出しなければならない。ただし、受託者が全ての従事者から個人情報の保護に関する誓約書(別紙様式)を徴取し、委託者に提出している場合は、これに代えることができる。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第16 委託者は、受託者が個人情報保護法その他関係法令等及びこの個人情報取扱特記

事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第17 受託者は、第1から第16に規定するもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(注) 個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。